

令和6年度 事業計画書

I 補助金（国及び県）事業

1 相談指導事業

生活衛生関係営業者の経営健全化、衛生水準の維持向上を図り、消費者の利益擁護に資するため、相談・指導体制の一層の強化に努める。

(1) 窓口指導（通信・電話によるものを含む。）

指導センター内に3名の経営指導員による相談窓口を常設し、融資、経営、経理、新規開業計画に加え、デジタル化の推進等に係る各種の相談に的確に応じる体制を整備する。

(2) 巡回指導

県下13地区の巡回指導を行い、各地区に配置している経営特別相談員や生活衛生同業組合の役員、生活衛生同業組合支部長等と連携しながら、地域における情報等を入手し、融資や経営計画策定等に活用するなど、実効ある相談・指導事業を推進する。

2 生活衛生関係営業経営改善資金融資等事業

(1) 生活衛生営業経営改善資金融資指導

生衛業者の健全経営、衛生水準の維持向上に資するため、日本政策金融公庫との連携を密にして、最新の制度・金利等の情報を入手し、融資制度の普及と適時的確な融資の実施を図るなど、相談・指導体制の強化に努める。

(2) 生活衛生営業特別指導（「生衛業経営改善資金」以外の諸活動）

経営特別相談員が行う振興計画事業の推進、金融相談、標準営業約款登録促進指導等の活動を支援する。

3 情報化整備事業

全国生活衛生営業指導センター等と連携して、事務処理の迅速化及び情報体制の整備を行うとともに、生衛業に関する情報の収集・分析・蓄積を行い、生衛業者に対し、ホームページ等を活用して、迅速・的確かつ効率的に必要な情報の提供を行うとともに、経営相談や融資・助成支援等の経営支援とサービスの向上に努める。

4 愛顔のまちづくりアクションプラン支援事業

令和6年度における厚生労働省の生活衛生関係営業対策事業については、団体提案型事業として、次の2事業を要望しています。

(1) 令和6年度生活衛生関係営業地域活性化連携事業

「南海トラフ巨大地震を見越した生活衛生業の対応方針等策定事業」

(代表組合：旅館ホテル組合：2,959,940円)

駿河湾～日向灘を震源域とすると想定されている「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、震源地によっては、愛媛県内では最大震度7、ほぼ全域において震度6弱以上の強い揺れになると想定され、太平洋沿岸の広い地域に大津波の襲来が想定されていることから、県内の全ての市町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、佐田岬以南の海岸線が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

本年正月には「令和6年能登半島地震」の甚大な被害があり、本年4月17日23時14分頃には豊後水道を震源地とするマグニチュード6.6の地震が発生して、四国地方では初めての震度6弱を本県愛南町で観測、宇和島市で震度5強のほか県内各地で震度5弱や震度4を観測し、その被害状況を目の当たりにして、愛媛県の生活衛生業界として、「南海トラフ巨大地震」に対してどのように対応していくのか、生衛13組合共通の課題として、計画・検討していくための補助事業を実施することいたしたい。

(2) 令和6年度団体提案型地域包括支援事業

「高齢社会の核として地域に貢献する『えひめの生衛地域包括支援事業』

part2】

(代表組合：食肉組合：1,508,830円)

令和5年度に実施した「えひめの生衛地域包括支援事業」については、12組合が取り組みを実施し、地域社会における高齢者対策として地域包括支援ケアの一翼を担う一定の成果を上げることができたと考えている。

ただ、地域包括支援事業は、単年度限り単発の事業として終わらせるものではなく、地域社会に根付いた生活衛生業として、継続的な取り組みにしていくことが必要であること、実施した組合からも、継続して実施したいとの希望があることから、実施内容の再検討とアンケート調査の分析等により、今後につながる事業の実施を行ってまいりたい。

また、生活支援に加え、高齢者の詐欺被害を防止する見守り体制を構築するための、警察との連携と、講習会の開催も併せ実施したい。

(3) 愛媛県生活衛生営業指導センターによる支援事業

県内の13生活衛生同業組合が取り組むアクションプランの企画立案と事業運営を行うとともに、国の生活衛生関係営業対策事業費補助金や各種助成金等の確保と、県及び市町との連携強化等を図り、組合が実施する事業の推進について総合的に支援する。

5 健康・福祉対策推進事業

我が国における急速な高齢化の進展を背景として、現在、高齢者や障害者等を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送るための社会システムづくりと生衛業としての必要な対応が求められている。

今年度も「愛顔のまちづくりアクションプラン支援事業」と連携して事業推進のための委員会を設置し、事業全体の企画立案・進捗管理及び事業成果の把握等を実施して、生活衛生業界の活性化と振興・発展に繋げていく。

また、新型コロナウイルス感染症の動向及びロシアのウクライナ侵攻などによる物価高騰等の影響を注視し、経営・雇用等に問題が生じている生活衛生業者の支援に積極的に努めることとする。

6 後継者育成支援事業

生活衛生営業に対する職業観の向上を促すことで、生活衛生業界への就業を促進し、生活衛生営業の後継者育成に資することを目的として、各組

合と連携して、今年度も引き続き、インターンシップ制度を活用した小・中・高等学校等での後継者育成支援事業等を実施する。

令和6年度においては、理容組合、クリーニング業組合、中華料理組合、すし商組合が実施する予定です。

7 U I J ターン承継者等支援事業

県では、移住・交流促進を図ることにより、活力ある地域社会を維持するため、移住者受入態勢や情報発信力等を強化し、移住者の更なる呼び込みと定着促進に努めている。

生活衛生営業の後継者育成のため、移住希望者を対象として大都市圏で県が主催する移住フェアへの参加や、移住促進を目的に発行されている情報誌にU I J ターン支援情報を掲載することにより、生活衛生関係営業に係る事業承継や新規創業・就業を考えている方々を積極的に本県に呼び込み、定着が図れるよう支援する。

- (1) U I J ターン促進イベント（えひめまるごと移住フェス）への参加
- (2) 移住促進を目的に発行されている情報誌へのU I J ターン支援情報の掲載

8 サウナ営業者融資申込審査会

サウナ営業者からの融資申込みに必要な日本政策金融公庫に対する「意見書」を交付するため、サウナ営業者からの融資申込みがあった場合に、審査委員会を開催する。

9 一般貸付に係る県知事の推薦書交付事務

日本政策金融公庫の一般貸付に必要な県知事の推薦書について、県知事との委託契約に基づき、指導センター理事長名により推薦書を交付する。

II 全国センターからの受託事業

1 生活衛生営業経営特別相談員研修会

生活衛生業に対する経営指導相談事業の重要な役割を担う生活衛生営業経営特別相談員に対して、業務上必要な知識の習得、資質と能力の養成及び向上を図るとともに、新たに任命を予定している者の養成等を目的とした研修会を開催する。

2 生活衛生営業景況等調査

生活衛生関連70企業を対象として、景気動向、設備投資計画等の実態把握を目的とした景況調査を年4回実施する。

また、そのほかにも厚生労働省が行う生活衛生関係経営状況調査などについても、全国センターからの調査依頼があれば関係組合の協力を得て実施する。

3 衛生水準の確保・向上事業

全国並びに各県生活衛生同業組合連合会においては、11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化と組合加入促進のための取組みを重点的に展開している。

これらの活動と連携して、同事業の効率的実施を図るため、生衛組合並びに、県・市・保健所等の行政機関、政策公庫及び指導センターが参画した「衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催し、センター及び各組合が年間行動計画を作成するとともに、広報・啓発活動、新規許可店舗情報の組合への提供と加入勧奨の実施、生衛組合活性化塾、衛生管理セミナーの開催などを積極的に実施する。

4 生活衛生関係経営支援緊急対策事業

生衛組合と連携し、組合員が抱えているお困りごとに対し、中小企業診断士、社会保険労務士、ITストラテジスト等の専門家による経営診断やデジ

タル化等に関する指導、各種補助金等の活用支援、融資制度の活用、税制優遇措置等の相談などを、組合員の店舗に赴き伴走型で支援することにより、生活衛生関係営業者の経営状況を改善して地域活性化を図ることとする。

また併せて、「コロナ復興・物価高対策」をテーマとした研修会（セミナー）も開催して、組合員の経営支援にも努めることとする。

5 生活衛生関係営業のデジタル化推進・支援体制構築事業

社会全体の DX(デジタル・トランスフォーメーション)が進められる中にもかかわらず、中小零細の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が十分には進んでいない現状にあることから、生活衛生関係営業者におけるDX体制整備のための事業の推進を図り、事業の効率化・高付加価値化等による経営の安定と、地域の活性化を図る。

6 生衛業受動喫煙防止対策事業

「健康増進法の一部改正法」の趣旨に鑑み、生活衛生関係営業者がその事業場において実施する望まない受動喫煙の防止を図るために講すべき措置を支援するため、生衛業者の受動喫煙防止対策事業の推進を図る。

III 標準営業約款登録促進事業

厚生労働大臣から認可された5業種（県内では、4組合が実施）に係る標準営業約款制度については、新規登録者の減少に加えて、再登録者も減少の傾向にあることから、新規登録者の開拓及び再登録の勧誘など重点的な広報活動を実施する。

1 活 動 期 間

(1) 令和6年4月～令和7年3月

令和6年11月を「普及・登録促進強化月間」とする。

2 広 報 活 動

(1) 広報誌等による周知活動

- ア 4組合（理容業／美容業／クリーニング業／一般飲食店）が発行する機関紙
- イ 県広報誌「愛顔のえひめ」等
- ウ 市町村・保健所が発行する広報誌（県から協力依頼）
- エ 指導センターホームページ等での広報

(2) その他

ポスター・チラシの配布、各種会合での周知等

IV クリーニング師研修・業務従事者講習事業

全国指導センターが主催するクリーニング業法に基づく「クリーニング師研修」及び「クリーニング業務従事者講習」については、県の承認を受け、クリーニング業生活衛生同業組合、保健所等と連携しながら、研修と講習を実施する。

令和5年度のクリーニング師研修は、第1型・第2型の研修を並行、クリーニング業務従事者講習は、第2型講習を実施したが、令和6年度においても、第1型・第2型の研修及び講習を並行して実施することとしたい。

V 指導センター運営事業

1 会議

(1) 定例理事会の開催

定例理事会の開催・予定

○令和6年4月22日（月）13時から

場所：愛媛県視聴覚福祉センター 3階 会議室

○令和7年3月（日時、場所未定）

(2) 評議員会の開催

評議員会の開催

○令和6年6月10日（月）13時30分～

場所：愛媛県視聴覚福祉センター 3階 会議室

(3) 第51回生活衛生推進大会への参画

生衛業界の衛生水準の維持向上と経営の健全化及び組合組織の強化を図るため実施している「愛媛県生活衛生推進大会」については、地域の皆様の暮らしを守る生衛業界として、組織の体制強化と事業の活性化並びに地域に貢献する生活衛生業を広くアピールするため、次の日程で開催することを予定している。

第51回愛媛県生活衛生推進大会

開催日時 令和6年11月11日（月）10時30分から

大会会場 ANAクラウンプラザホテル松山

（松山市一番町3丁目2-1）

参加予定人員 約100名

(4) その他

臨時の理事会及び三役会は必要に応じて隨時に開催する。

2 監事監査

センター事業の実施状況及び予算執行状況について、監事による会計監査を実施する。

VI その他

1 研修会（講習会）

(1) 全国センターが主催する研修会へ出席する。

- ①生活衛生営業経営指導員研修会
- ②現任経営指導員研修会
- ③事務職員研修会

(2) その他、全国指導センターが実施する収益セミナー・活性化塾等へ出席する。

2 諸会議

(1) 全国理事長会議

(2) 都道府県指導センター事務局代表者会議

(3) 中四国ブロック経営指導員及び事務職員合同会議

（令和6年度は愛媛県で開催）

(4) その他